

海老名市教育委員会

(令和3年 3月 定例会議事日程)

日時 令和3年3月5日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 5 号 海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 2 議案第 8 号 海老名市教育委員会会議規則の一部改正について
- 日程第 3 議案第 9 号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第 10 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第 11 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について
- 日程第 6 議案第 12 号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第 7 議案第 13 号 教育財産（海老名市立郷土資料館用地）の取得の申し出について
- 日程第 8 議案第 14 号 令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 9 議案第 15 号 県費負担教職員の人事異動について
- 日程第 10 議案第 16 号 市費負担加配教員の配置について

海老名市教育委員会

令和2年度 3月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 2月 5日（金） 教育委員会2月定例会
職員表彰
- 8日（月） 合格祈願豆腐贈呈セレモニー
臨時最高経営会議
初任者研修終了時研修会あいさつ動画撮影
- 9日（火） 県市町村教育委員会教育長会議（リモート）
- 10日（水） 消防署西分署内覧会
週部会
- 12日（金） 平塚信用金庫図書寄贈
- 15日（月） 教育課題研究会
教育委員会2月臨時会
- 16日（火） 最高経営会議
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
「いじめ撲滅ピンクシャツ運動」市長と写真撮影
- 17日（水） 週部会
- 18日（木） びなマルシェ・びなる一む展
「広がれボランティアの輪」連絡会議（リモート）
新たな学校体制づくり推進委員会（リモート）
ミドルリーダー育成研修会（リモート）
- 19日（金） 臨時校長会議
- 20日（土） 総合教育会議
小学校土曜授業
- 22日（月） 今泉小学校増築工事視察
上星小学校・柏ヶ谷中学校体育館改修工事完了視察
- 24日（水） 市教委・校長連絡会
市長定例記者会見
週部会



- 25日（木） 令和3年市議会第1回定例会本会議（開会）
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
代表質疑部内調整
- 26日（金） 不登校支援ボランティア「ぼちぼち」視察
現職教育運営協議会
代表質疑部内ヒアリング
- 3月 1日（月） えびなっ子しあわせプラン推進委員会
教育課題研究会
- 2日（火） 朝のあいさつ運動（杉本小学校）
3月校長会議
「学校キャッシュレス化」読売新聞取材
- 3日（水） 令和3年市議会第1回定例会本会議（代表質疑）
小学校連合運動会実行委員会
一般質問部内調整
週部会
- 4日（木） 3月教頭会議
一般質問部内ヒアリング
池亀議員ご逝去弔問
- 5日（金） 教育委員会3月定例会
一般質問市長ヒアリング
臨時最高経営会議

※緊急事態宣言により、市の研修会等は、原則、中止または延期としています。





2 「教育の、学校の価値が問われる」

令和3年度、そして、これからの学校教育において、私が懸念していることについて、教育委員のみなさんと考えたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、今後の学校教育のあり方に、多大な影響を及ぼしました。

その中でも、コロナ禍での子どもたちの多様な学びを保障するためのツールとして、国策としてのGIGAスクール構想、1人1台端末の配備は、今後の学校教育の有様、学びの有様を大きく変革させるものだと考えるところです。

GIGAスクール構想について、私は、子どもたちの今と将来を考えると、大いに推進すべきことだと考えています。

しかしながら、ある意味教育の本質である「人とのかわりにより学ぶ」という活動が損なわれるということで、後ろ向きの意見が聞かれるところでもあります。

確かに、テレビで最近、オンライン小学校というコマーシャルが流れることがあります。今でも、オンラインでの授業が教育課程の履修と認められることから、今後、高等学校等の通信制同様、小中学校においても、オンライン学校という選択が認められることでしょう。

私は、多様な学びということでのその選択は、あえて、認めるべきだと考えています。

そして、これをひとつのチャンスとして、公立の小中学校は、自らの教育の価値、学校の価値を問い直すべきではないかと考えるのです。

教室で、集団で授業をする価値は何なのか。

学校で、集団で生活を送る価値は何なのか。

あらためて、確かめる必要があるのです。

また、学校ICT環境を整備し、オンラインも含めて、1人1台端末を活用した授業を実践すること。多様な子どもたちを受容して、集団として生活することができる学校運営を実践することが求められるのです。

事態が急変して、今の学校が不用にことはないだろうけれども、確実に、選択されない状況が広がる可能性はあります。

私の懸念は、「教育の、学校の価値が問われる」状況が、ひしひしと迫っていて、私たちは、それを深く認識して、学校教育を進めなければ、今の学校が、今の教職員が、不用になるかもしれないということです。

教育委員のみなさんは、どう思うのでしょうか。

報告第 5 号

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び海老名市
立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市立小中学校の修学旅行保護者負担軽減補助金の交付対象及び手続の方法を見直し、要綱の一部改正を行ったため

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱及び 海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

修学旅行保護者負担軽減補助金は、スクールライフサポート受給者を交付対象外としているが、扶助費であるスクールライフサポートの給付時期は、当補助金より後になっている現状がある。

このことから、補助金交付対象外となる者を、スクールライフサポート受給者のうち「要保護児童生徒の保護者」に限定し、「準要保護児童生徒保護者」を交付対象者とした。

また、中学校においては補助金申請者（保護者）の利便性向上及び交付事務負担軽減を図るため、補助金の支払い先を保護者個人から学校長等とする。

2 改正内容

（１） 小中学校共通（第2条第2項）

改正前	改正後
スクールライフサポート支給対象である保護者は対象外とする。	<u>要保護児童生徒就学援助費により修学旅行費の支給を受ける者は対象外とする。</u>

（２） 中学校（第5条）

改正前	改正後
補助金の交付を受けようとする保護者は、（略）補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。	<u>交付の申請は、補助金の交付を受けようとする保護者が、生徒が参加する修学旅行の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者は、補助金交付申請書により、市長に申請しなければならない。</u>

併せて、第7条（事業の変更等）と第8条（報告及び指示）を新たに規定し、その他、当改正に伴う本則及び様式の必要箇所の修正を行う。

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

令和3年4月1日

4 経過

令和3年2月4日 政策会議 了承
2月16日 最高経営会議 決定
3月5日 定例教育委員会 報告

新	旧
海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱	海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱
第1条 略	第1条 略
(交付対象者)	(交付対象者)
第2条 交付対象者は、小学校が実施する修学旅行に参加する海老名市在住の小学校6年生の児童の保護者、及び特に市長が必要と認めた市外在住の小学校6年生の児童の保護者とする。	第2条 交付対象者は、小学校が実施する修学旅行に参加する海老名市在住の小学校6年生の児童の保護者、及び特に市長が必要と認めた市外在住の小学校6年生の児童の保護者とする。
2 前項の規定にかかわらず、 <u>要保護児童就学援助費により修学旅行費の支給を受ける者</u> は対象外とする。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>スクールライフサポート支給対象である保護者</u> は対象外とする。
(以下略)	(以下略)

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱	海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱
第1条 略	第1条 略
(交付対象者)	(交付対象者)
第2条 交付対象者は、中学校が実施する修学旅行に参加する海老名市在住の中学校3年生の生徒の保護者及び市長が必要と認めた、市外在住の中学校3年生の生徒の保護者とする。	第2条 交付対象者は、中学校が実施する修学旅行に参加する海老名市在住の中学校3年生の生徒の保護者及び市長が必要と認めた、市外在住の中学校3年生の生徒の保護者とする。
2 前項の規定にかかわらず、 <u>要保護生徒就学援助費により修学旅行費の支給を受ける者</u> は対象外とする。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>スクールライフサポート支給対象である保護者</u> は対象外とする。
(交付の対象)	(交付の対象)
第3条 交付の対象となる経費は、中学校が実施する修学旅行（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。 <u>ただし、扶助費等により当該経費が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。</u>	第3条 交付の対象となる経費は、中学校が実施する修学旅行（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。 _____
第4条 略	第4条 略
(交付の申請)	(交付の申請)
第5条 <u>交付の申請は、</u> 補助金の交付を受けようとする保護者 <u>が、生徒が参加する修学旅行の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「補助事業実施者」という。）は、</u> 海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式） <u>により、</u> 市長に <u>申請</u> しなければならない。 <u>（削除）</u>	第5条 _____ 補助金の交付を受けようとする保護者 <u>（以下「申請者」という。）は、補助事業が実施される、あるいは補助事業に参加するまでに、</u> _____ 海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式） <u>を、</u> _____ 市長に <u>提出</u> しなければならない。 <u>2 前項の規定による交付申請書の提出、及び第6条の規定による交付決定の通知の受領については、生徒が参加する修学旅行の実施代表者（学校長等、以下「補助事業実施者」という。）に委任することができるものとする。</u> <u>3 前項の規定による委任をされた補助事業実施者は、中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）の提出時に、次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。</u> <u>（1） 事業計画書</u>

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助事業実施者に通知する。

(事業の変更等)

第7条 補助事業実施者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業実施者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）申請書（第3号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）決定通知書（第4号様式）により、補助事業実施者に通知する。

(報告及び指示)

第8条 補助事業実施者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業実施者は、補助事業が完了したときは、市長に対して、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書（第5号様式）により、20日以内に実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業実施者

(2) 収支予算書

(3) 参加予定者名簿

(4) 保護者からの委任状

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。この場合において市長は、前条第2項の規定による委任がされているときは、委任された補助事業実施者に通知を送付する。

(新設)

(新設)

(実績報告)

第7条 補助事業 者は、補助事業が完了したときは、市長に対して、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書（第3号様式）により、20日以内に実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金確定通知書（第4号様式）により、補助事業 者

に通知する。

(交付請求等)

第11条 補助事業実施者は、前の規定による補助金の確定後、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業実施者へ速やかに補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業実施者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附則 略

別表 略

に通知する。

(交付請求等)

第9条 申請者は、前の規定による補助金の確定後、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、申請者へ速やかに補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附則 略

別表 略

第1号様式

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申 請 者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金の交付を受けたいので、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 事業期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

第1号様式

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申 請 者 住 所

(保護者)

氏 名

印

電話番号

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金の交付を受けたいので、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 生徒氏名 _____

3 中学校名 _____

なお、補助事業実施者に提出を委任することができます。

第3号様式（新規）

（新規）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者 印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付交付決定を受けた海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 円

第4号様式（新規）

（新規）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で補助金の交付を決定した海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金について、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので、通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 既交付決定額 円

3 （変更・中止）後の交付決定額 円

第5号様式

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金に係る事業が完了したので、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績内訳書
 - (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
 - (3) 参加者名簿
 - (4) 保護者からの委任状（追加分）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第3号様式

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金に係る事業が完了したので、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績内訳書
 - (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
 - (3) 参加者名簿(変更分)
 - (4) 保護者からの委任状（追加分）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第6号様式

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金について、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1 補助対象事業費	円
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円

第4号様式

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金について、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1 補助対象事業費	円
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円
4 精算額	円

第7号様式

第7号様式（第11条関係）

海老名市長 殿

年 月 日

所在地
団体名
代表者

印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金として、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)									
	(支店・支所・出張所)									
種 類	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

第5号様式

第5号様式（第9条関係）

海老名市長 殿

年 月 日

住所
フリガナ
氏名
電話番号

印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金として、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)									
	(支店・支所・出張所)									
種 類	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 号

海老名市教育委員会会議規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会会議規則の一部改正について、議決を求める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市教育委員会会議規則の一部を改正したため

海老名市教育委員会会議規則の一部改正について

1 概要

教育委員会会議の公開については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び海老名市教育委員会会議規則第18条に規定されているが、会議を非公開とする基準は明文化されていないことから、その基準を明確にするため、海老名市教育委員会会議規則の一部を改正したい。

2 改正内容

第18条（会議の公開）の条文を改め、会議を非公開とする基準として、第1項に次の各号を追加する。

- （1） 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。
- （2） 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- （3） 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
- （4） 前3号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項

また、第2項を新設し、会議を非公開とした場合の出席者の取り扱いについて規定する。

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和3年3月5日	定例教育委員会 決定 ※決定後直ちに公布・施行する。
3月11日	政策会議 報告
3月24日	最高経営会議 報告

5 関係法令等（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2～6 省略

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

9 省略

○海老名市教育委員会会議規則

第18条 会議は、公開する。ただし、非公開とする議決があったときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を、すべて会議場の外に退去させるなければならない。

海老名市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

海老名市教育委員会会議規則（平成１４年教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、及び報告を受ける場合において、法第１４条第７項ただし書の規定により議決したときは、これを公開しないことができる。

- （１） 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。
- （２） 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- （３） 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
- （４） 前３号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項

第１８条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定により会議を非公開としたときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を、全て会議場の外に退場させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
海老名市教育委員会会議規則	海老名市教育委員会会議規則
第1条から第17条（略） （会議の公開）	第1条から第17条（略） （会議の公開）
第18条 会議は、公開する。ただし、 <u>次の各号に掲げる事項について審議し、及び報告を受ける場合において、法第14条第7項ただし書の規定により議決したときは、これを公開しないことができる。</u>	第18条 会議は、公開する。ただし、 <u>非公開とする議決があったときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を、すべて会議場の外に退去させなければならない。</u>
<u>（1） 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。</u>	（新設）
<u>（2） 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。</u>	
<u>（3） 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項</u>	
<u>（4） 前3号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項</u>	
<u>2 前項の規定により会議を非公開としたときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を、全て会議場の外に退場させなければならない。</u>	（新設）
（以下略）	（以下略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正するため

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の 一部改正について

1 概要

令和２年度で「若者定住促進奨学金返還補助事業」が完了となる。また、令和３年度機構改革に伴い、市長部局より新たに「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業」が移管される。このことから、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正したい。

併せて、規則の見直しを行い、教育支援課の事務分掌に「学校運営協議会に関すること」を規定するとともに、附属機関として「学校運営協議会」及び「社会教育委員会議」を規定する。

2 改正内容

(1) 別表第１（第４条関係：課の事務分掌）

- ① 教育支援課指導係に「学校運営協議会に関すること。」を追加する。
- ② 学び支援課学び支援係から「奨学金返還支援業務に関すること。」を削除し、「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に関すること。」を追加する。

(2) 別表第２（第５条関係：附属機関）

- ① 各学校の「学校運営協議会」及び「社会教育委員会議」を追加する。

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。

3 施行期日

令和３年４月１日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和３年３月５日	定例教育委員会 決定
３月11日	政策会議 報告
３月24日	最高経営会議 報告
４月１日	施行

5 規則関係箇所（抜粋）

○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則

（課の設置）

第3条 部に次に掲げる課を置く。

- （1） 教育総務課
- （2） 就学支援課
- （3） 教育支援課
- （4） 学び支援課

（課の事務分掌）

第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

（附属機関）

第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和４６年教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 教育支援課の部指導係の項を次のように改める。

指導係	(１) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。 (２) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関する事。 (３) 教育資料の整備及び活用に関すること。 (４) 教職員の研修に関すること。 (５) 人権教育に関すること。 (６) 学校ＩＣＴの指導に関すること。 (７) 教育の調査、研究に関すること。 (８) 学校運営協議会に関すること。 (９) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
-----	--

別表第１ 学び支援課の部学び支援係の項を次のように改める。

学び支援係	(１) 社会教育委員の会議に関すること。 (２) 社会教育に関すること。 (３) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。 (４) 放課後児童健全育成に関すること。 (５) 図書館に関すること。 (６) 生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に
-------	---

	関すること。	
--	--------	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

名称	主な所掌事務	所属機関
海老名市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	就学支援課
海老名市立海老名小学校学校運営協議会	海老名市立海老名小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立柏ヶ谷小学校学校運営協議会	海老名市立柏ヶ谷小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立有鹿小学校学校運営協議会	海老名市立有鹿小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立有馬小学校学校運営協議会	海老名市立有馬小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立大谷小学校学校運営協議会	海老名市立大谷小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立上星小学校学校運営協議会	海老名市立上星小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立中新田小学校	海老名市立中新田小学校校長が作成	教育支援課

学校学校運営協議会	する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	
海老名市立門沢橋小学校学校運営協議会	海老名市立門沢橋小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立東柏ヶ谷小学校学校運営協議会	海老名市立東柏ヶ谷小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立社家小学校学校運営協議会	海老名市立社家小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立杉久保小学校学校運営協議会	海老名市立杉久保小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立今泉小学校学校運営協議会	海老名市立今泉小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立杉本小学校学校運営協議会	海老名市立杉本小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立海老名中学校学校運営協議会	海老名市立海老名中学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立有馬中学校学校運営協議会	海老名市立有馬中学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立海西中学	海老名市立海西中学校校長が作成す	教育支援課

校学校運営協議会	る基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	
海老名市立柏ヶ谷中学校学校運営協議会	海老名市立柏ヶ谷中学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立大谷中学校学校運営協議会	海老名市立大谷中学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市立今泉中学校学校運営協議会	海老名市立今泉中学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。	教育支援課
海老名市教育支援センター運営協議会	教育支援センターの運営に関する調査審議を行うこと。	教育支援課
海老名市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関係する組織及び団体の連携を図ること。	教育支援課
海老名市いじめ対策調査会	いじめにより重大事態が発生した場合の調査を行うこと。	教育支援課
海老名市社会教育委員会会議	社会教育に関する事項の審議を行うこと。	学び支援課

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新			旧		
海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則			海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則		
本則（略）			本則（略）		
附則（略）			附則（略）		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
就学支援課	健康給食係	（略）	就学支援課	健康給食係	（略）
教育支援課	指導係	(1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。 (2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。 (3) 教育資料の整備及び活用に関すること。 (4) 教職員の研修に関すること。 (5) 人権教育に関すること。 (6) 学校ICTの指導に関すること。 (7) 教育の調査、研究に関すること。 <u>(8) 学校運営協議会に関すること。</u> <u>(9) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</u>	教育支援課	指導係	(1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。 (2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。 (3) 教育資料の整備及び活用に関すること。 (4) 教職員の研修に関すること。 (5) 人権教育に関すること。 (6) 学校ICTの指導に関すること。 (7) 教育の調査、研究に関すること。 <u>(8) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</u>
	支援係	（略）		支援係	（略）
学び支援課	学び支援係	(1) 社会教育委員の会議に関すること。 (2) 社会教育に関すること。 (3) 社会教育関係団体(体育関係を除く。)の指導助言に関すること。 (4) 放課後児童健全育成に関すること。 (5) 図書館に関すること。 <u>(6) 生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に関すること。</u>	学び支援課	学び支援係	(1) 社会教育委員の会議に関すること。 (2) 社会教育に関すること。 (3) 社会教育関係団体(体育関係を除く。)の指導助言に関すること。 (4) 放課後児童健全育成に関すること。 (5) 図書館に関すること。 <u>(6) 奨学金返還支援業務に関すること。</u>
	若者支援室	（略）		若者支援室	（略）

別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
名称	主な所掌事務	所管機関	名称	主な所掌事務	所管機関
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	就学支援課	海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	就学支援課
<u>海老名市立海老名小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立海老名小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立柏ヶ谷小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立柏ヶ谷小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立有鹿小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立有鹿小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立有馬小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立有馬小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立大谷小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立大谷小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立上星小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立上星小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立中新田小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立中新田小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立門沢橋小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立門沢橋小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		
<u>海老名市立東柏ヶ谷小学校学校運営協議会</u>	<u>海老名市立東柏ヶ谷小学校校長が作成する基本方針等に関する協議を行った上で承認を行うこと。</u>	教育支援課	<u>(追加)</u>		

海老名市立社家小学校 学校運営協議会	海老名市立社家小学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立杉久保小学 校学校運営協議会	海老名市立杉久保小学校校長が作成す る基本方針等に関する協議を行った上 で承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立今泉小学校 学校運営協議会	海老名市立今泉小学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立杉本小学校 学校運営協議会	海老名市立杉本小学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立海老名中学 校学校運営協議会	海老名市立海老名中学校校長が作成す る基本方針等に関する協議を行った上 で承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立有馬中学校 学校運営協議会	海老名市立有馬中学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立海西中学校 学校運営協議会	海老名市立海西中学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立柏ヶ谷中学 校学校運営協議会	海老名市立柏ヶ谷中学校校長が作成す る基本方針等に関する協議を行った上 で承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立大谷中学校 学校運営協議会	海老名市立大谷中学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市立今泉中学校 学校運営協議会	海老名市立今泉中学校校長が作成する 基本方針等に関する協議を行った上で 承認を行うこと。	教育支援課	(追加)		
海老名市いじめ対策調 査会	いじめにより重大事態が発生した場合 の調査を行うこと。	教育支援課	海老名市いじめ対策調 査会	いじめにより重大事態が発生した場合 の調査を行うこと。	教育支援課

<u>海老名市社会教育委員 会議</u>	<u>社会教育に関する事項の審議を行うこ と。</u>	<u>学び支援課</u>	<u>(追加)</u>

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したいため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 概要

中学校学習指導要領の改訂に伴い、中学校生徒指導要録の様式を変更するため、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したい。

2 改正内容

【第16号様式の2（第17条関係）】

- ・「各教科の学習の記録」欄中の「観点」について、学習指導要領における目標に沿って、全ての教科を同じ3つの観点到統一。
- ・その他レイアウト変更。

【第16号様式の4（第17条関係）】

- ・「I 観点別学習状況」欄中の「観点」について、学習指導要領における目標に沿って、全ての教科を同じ3つの観点到統一。

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

4 規則関係箇所（抜粋）

○海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

（指導要録の作成及び様式）

第17条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が進学したときは、当該学齢児童又は学齢生徒の指導要録の抄本又は写し作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

2 市立の小学校又は中学校の指導要録及びその抄本の様式は、小学校については第15号様式、中学校については第16号様式とする。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成２年教委規則第５号）の一部を次のように改正する。

第１６号様式の２及び第１６号様式の４を次のように改める。

第16号様式の2 (第17条関係)

生徒氏名	学 校 名	区分 / 学年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各 教 科 の 学 習 の 記 録								
I 観 点 別 学 習 状 況						II 評 定		
教科	観 点 / 学 年	1	2	3	1	2	3	
国 語	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
社 会	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
数 学	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
理 科	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
音 楽	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
美 術	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
保 健 体 育	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
技 術 ・ 家 庭	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
外 国 語	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
特 別 の 教 科 道 徳								
学 習 状 況 及 び 道 徳 性 に 係 る 成 長 の 様 子								
第1学年		第2学年		第3学年				

中 学 校 生 徒 指 導 要 録 抄 本

学 校 名		神奈川県海老名市立							
所 在 地		神奈川県海老名市							
生 徒	ふりがな				性別		年 月 日生		
	氏 名								
	現 住 所	神奈川県							
卒業年月日		年 月 日							
各 教 科 の 学 習 の 記 録					特 別 の 教 科 道 徳				
I 観 点 別 学 習 状 況				II 評 定					
教科	観 点		評価						
国 語	知識・技能				総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
社 会	知識・技能				学 習 活 動				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度				観 点				
数 学	知識・技能				評 価				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度				特 別 活 動 の 記 録				
理 科	知識・技能				学級活動				
	思考・判断・表現				生徒会活動				
	主体的に学習に取り組む態度				学校行事				
音 楽	知識・技能				行 動 の 記 録				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度				基本的な生活習慣			思いやり・協力	
					健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護	
美 術	知識・技能				自主・自律			勤労・奉仕	
	思考・判断・表現				責任感			公正・公平	
	主体的に学習に取り組む態度				創意工夫			公共心・公德心	
保 健 体 育	知識・技能				総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
技 術 ・ 家 庭	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
外 国 語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

年 月 日

学校名

校長氏名

印

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成２年教委規則第５号） 新旧対照表

新												旧											
第 16 号様式の 2（表面）												第 16 号様式の 2（表面）											
第 16 号様式の 2（第 17 条関係）												第 16 号様式の 2（第 17 条関係）											
生徒氏名		学校名		区分	学年			1	2	3	学年		1	2	3								
				学級							学級												
				整理番号							整理番号												
各教科の学習の記録																							
Ⅰ 観点別学習状況										Ⅱ 評定													
教科	観 点	学 年	1	2	3	1	2	3															
国語	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
社会	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
数学	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
理科	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
音楽	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
美術	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
保健体育	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
技術・家庭	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
外国語	知識・技能																						
	思考・判断・表現																						
	主体的に学習に取り組む態度																						
特別の教科 道徳																							
学習状況及び道徳性に係る成長の様子																							
第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年																			

第 16 号様式の 2（第 17 条関係）											
生徒氏名		学校名		区分	学年			1	2	3	
				学級							
				整理番号							
各教科の学習の記録											
Ⅰ 観点別学習状況										Ⅱ 評定	
教科	観 点	学 年	1	2	3	1	2	3			
国語	国語への関心・意欲・態度					1					
	話す・聞く能力					2					
	書く能力					3					
社会	国語についての知識・理解・技能					学年					
	社会的事象への関心・意欲・態度					1					
	社会的な思考・判断・表現					2					
数学	資料活用技能					3					
	社会的事象についての知識・理解										
	特別の教科 道徳										
理科	数学への関心・意欲・態度					学年					
	数学的な見方や考え方					1					
	数学的な技能					2					
音楽	数量や図形などについての知識・理解					3					
	自然事象への関心・意欲・態度										
	科学的な思考・表現										
美術	観察・実験の技能										
	自然事象についての知識・理解										
	総合的な学習の時間の記録										
体育	音楽への関心・意欲・態度					学年					
	音楽表現の創意工夫					1					
	音楽表現の技能					2					
保健体育	鑑賞の能力					3					
	運動への関心・意欲・態度										
	運動や健康・安全についての思考・判断										
技術・家庭	運動や健康・安全についての知識・理解										
	生活や技術への関心・意欲・態度										
	生活や技術についての知識・理解										
外国語	生活や技術についての知識・理解										
	生活や技術についての知識・理解										
	特別活動の記録										
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度										
	外国語理解の能力										
	外国語や文化についての知識・理解										
特別活動	内容	観点	学年	1	2	3					
	学校活動	◎豊田市試や生活への関心・意欲・態度									
	生徒会活動	◎豊田や社会の一人としての思考・判断・実践									
特別活動	学校行事	◎豊田活動や生活についての加味・理解									

第 16 号様式の 2（裏面）

生徒氏名									

学年	総合的な学習の時間の記録					
	学習活動	観 点	評 価			
1						
2						
3						

特別活動の記録						
内 容		観 点	学 年	1	2	3
学級活動						
生徒会活動						
学校行事						

行 動 の 記 録									
項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				

出 欠 の 記 録							
学年	区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1							
2							
3							

総合所見及び指導上参考となる諸事項			
第 1 学年			
第 2 学年			
第 3 学年			

第 16 号様式の 2（裏面）

生徒氏名									

行 動 の 記 録									
項目	学年			項目	学年				
	1	2	3		1	2	3		
基本的な生活習慣				思いやり・協力					
健康・体力の向上				生命尊重・自然愛護					
自主・自律				勤労・奉仕					
責任感				公正・公平					
創意工夫				公共心・公德心					

総合所見及び指導上参考となる諸事項						
第 1 学年						
第 2 学年						
第 3 学年						

出 欠 の 記 録						
学年	区分			欠席日数	出席日数	備 考
	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しない日数			
1						
2						
3						

第 16 号様式の 4

第 16 号様式の 4（第 17 条関係）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録 抄 本

学 校 名	神奈川航海老名市立				
所 在 地	神奈川県海老名市				
生 徒	ふりがな		性別		平成 年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所	神奈川県			
	卒業年月日	令和 年 月 日			
各 教 科 の 学 習 の 記 録			特 別 の 教 科 道 徳		
教科	Ⅰ 観 点 別 学 習 状 況		Ⅱ 評 定		
	観 点	評 価			
国 語	知識・技能			総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
社 会	知識・技能			学 習 活 動	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
数 学	知識・技能			観 点	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
理 科	知識・技能			評 価	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
音 楽	知識・技能			特 別 活 動 の 記 録	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
美 術	知識・技能			学級活動	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
保 健 体 育	知識・技能			生徒会活動	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
技 術 ・ 家 庭	知識・技能			学校行事	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
外 国 語	知識・技能			行 動 の 記 録	
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
基本的な生活習慣				思いやり・協力	
健康・体力の向上				生命尊重・自然愛護	
自主・自律				勤労・奉仕	
責任感				公正・公平	
創意工夫				公共心・公徳心	
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項					

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

印

第 16 号様式の 4

第 16 号様式の 4（第 17 条関係）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録 抄 本

学 校 名					
所 在 地					
生 徒	ふりがな		性別		平成 年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所				
	卒業年月日	令和 年 月 日			
各 教 科 の 学 習 の 記 録			特 別 の 教 科 道 徳		
教科	Ⅰ 観 点 別 学 習 状 況		Ⅱ 評 定		
	観 点	評 価			
国 語	国語への関心・意欲・態度			総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	
	話す・聞く能力				
	書く能力				
	読む能力				
社 会	言語についての知識・理解・技能			学 習 活 動	
	社会的な思考・判断・表現				
	資料活用に関する知識・理解				
	社会的な思考・判断・表現				
数 学	数学への関心・意欲・態度			観 点	
	数学的な見方や考え方				
	数学的な技能				
	数量や図形などについての知識・理解				
理 科	自然現象への関心・意欲・態度			評 価	
	科学的な思考・判断・表現				
	観察・実験の技能				
	自然現象についての知識・理解				
音 楽	音楽への関心・意欲・態度			特 別 活 動 の 記 録	
	音楽表現の創意工夫				
	音楽表現の技能				
	鑑賞の能力				
美 術	美術への関心・意欲・態度			学級活動	
	発想や構想の能力				
	創造的な技能				
	鑑賞の能力				
保 健 体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度			生徒会活動	
	運動や健康・安全についての思考・判断				
	運動の技能				
	運動や健康・安全についての知識・理解				
技 術 ・ 家 庭	生活や技術への関心・意欲・態度			学校行事	
	生活を工夫し創造する能力				
	生活の技能				
	生活や技術についての知識・理解				
外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度			行 動 の 記 録	
	外国語表現の能力				
	外国語理解の能力				
	言語や文化についての知識・理解				
基本的な生活習慣				思いやり・協力	
健康・体力の向上				生命尊重・自然愛護	
自主・自律				勤労・奉仕	
責任感				公正・公平	
創意工夫				公共心・公徳心	
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項					

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

印

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について、議決を求める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正したいため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程 の一部改正について

1 概要

中学校学習指導要領の改訂に伴い、校務分担の担当教員等報告書の様式を変更するため、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正したい。

2 改正内容

【第16号様式（第9条関係）】

「2 校務分担担当教員」欄を次のとおり改正

- ・「小中一貫教育担当」⇒「地域連携・小中一貫教育担当」
- ・「キャリア教育担当」を追加

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

4 例規等関係箇所（抜粋）

○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

（教科等の担当職員）

第13条 校長は、教科又は学級を担当する職員その他校務を担当する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により、職員を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程

（主任等職員の報告）

第9条 規則第13条第2項に規定する主任等の職員の報告は、校務分担の担当教員等報告書(第16号様式)、学級・教科担任報告書(第17号様式、第18号様式)により行うものとする。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を
改正する規程

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程（平成13年教委訓
令第1号）の一部を次のように改正する。

第16号様式を次のように改める。

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

校務分担の担当教員等報告書

このことについて、次のとおり報告します。

1 総括教諭

氏 名	所 掌 校 務 等

2 校務分担担当教員

教務担当		特別支援教育担当	
保健担当		人権教育担当	
児童・生徒指導担当		初任者研修担当	
校内研究担当		教科用図書給与事務担当	
学校図書館教育担当		進路指導担当(中のみ)	
ICT教育担当		外国語活動・外国語教育担当	
情報教育(セキュリティ)担当		地域連携・小中一貫教育担当	
体育担当		教育相談コーディネーター	
安全担当		校務支援システム担当	
食育担当		国際教育担当	
キャリア教育担当			

3 学年担当

第1学年担当		第4学年担当(小のみ)	
第2学年担当		第5学年担当(小のみ)	
第3学年担当		第6学年担当(小のみ)	

4 教科担当等

国語		技術(中のみ)	
社会		家庭	
算数・数学		特別の教科道徳	
理科		外国語活動・外国語(小のみ)	
生活(小のみ)		外国語(中のみ)	
音楽		総合的な学習の時間	
図工・美術		特別活動	
保健・体育			

附 則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程（平成 13 年教委訓令第 1 号） 新旧対照表

新

第 16 号様式

第16号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長 印

校 務 分 担 の 担 当 教 員 等 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

1 総括教諭

氏 名	所 掌 校 務 等

2 校務分担担当教員

教務担当		特別支援教育担当	
保健担当		人権教育担当	
児童・生徒指導担当		初任者研修担当	
校内研究担当		教科用図書給与事務担当	
学校図書館教育担当		進路指導担当(中のみ)	
ICT教育担当		外国語活動・外国語教育担当	
情報教育(セキュリティ)担当		地域連携・小中一貫教育担当	
体育担当		教育相談コーディネーター	
安全担当		校務支援システム担当	
食育担当		国際教育担当	
キャリア教育担当			

3 学年担当

第1学年担当		第4学年担当(小のみ)	
第2学年担当		第5学年担当(小のみ)	
第3学年担当		第6学年担当(小のみ)	

4 教科担当等

国語		技術(中のみ)	
社会		家庭	
算数・数学		特別の教科道徳	
理科		外国語活動・外国語(小のみ)	
生活(小のみ)		外国語(中のみ)	
音楽		総合的な学習の時間	
図工・美術		特別活動	
保健・体育			

旧

第 16 号様式

第16号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長 印

校 務 分 担 の 担 当 教 員 等 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

1 総括教諭

氏 名	所 掌 校 務 等

2 校務分担担当教員

教務担当		特別支援教育担当	
保健担当		人権教育担当	
児童・生徒指導担当		初任者研修担当	
校内研究担当		教科用図書給与事務担当	
学校図書館教育担当		進路指導担当(中のみ)	
ICT教育担当		外国語活動・外国語教育担当	
情報教育(セキュリティ)担当		小中一貫教育担当	
体育担当		教育相談コーディネーター	
安全担当		校務支援システム担当	
食育担当		国際教育担当	

3 学年担当

第1学年担当		第4学年担当(小のみ)	
第2学年担当		第5学年担当(小のみ)	
第3学年担当		第6学年担当(小のみ)	

4 教科担当等

国語		技術(中のみ)	
社会		家庭	
算数・数学		特別の教科道徳	
理科		外国語活動・外国語(小のみ)	
生活(小のみ)		外国語(中のみ)	
音楽		総合的な学習の時間	
図工・美術		特別活動	
保健・体育			

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正するため

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

令和３年５月１日有馬図書館リニューアルオープンにあわせて、開館時間の変更を行うことから、海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正したい。

併せて、有馬図書館の事業の規定について、条文の整理を行う。

2 改正内容

(1) 第４条関係

条文を整理する。(号数の入れ替え及び第２号の新設)

※別紙「第４条号数整理表」のとおり。

(2) 第７条関係

有馬図書館の開館時間を以下のとおり変更する。

「午前９時から午後７時まで」⇒「午前９時から午後９時まで」

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。

3 施行期日

令和３年４月１日

4 今後のスケジュール

令和３年３月５日 定例教育委員会 決定

３月１１日 政策会議 報告

３月２４日 最高経営会議 報告

海老名市立図書館条例施行規則：第4条号数整理表

(参考) 第3条 中央図書館

(1) 図書館統計に関すること。
(2) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
(3) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。
(4) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。
(5) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
(6) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。
(7) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。
(8) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。
(9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。
(10) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。
(11) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業

第4条 有馬図書館

新	旧
(1) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。	(1) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。
(新) (2) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。	(2) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
(3) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。	(3) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。
(4) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。	(4) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。
(5) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。	(5) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。
(6) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。	(6) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。
(7) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。	(7) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業
(8) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。	(8) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
(9) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。	(9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。
(10) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業	

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和 5 9 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（有馬図書館の事業）

第 4 条 有馬図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- （１） 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- （２） 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。
- （３） 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。
- （４） 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- （５） 読書案内、調査研究等の相談に関すること。
- （６） 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。
- （７） 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。
- （８） 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。
- （９） 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。
- （10） 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業

第 7 条第 2 号中「午後 7 時」を「午後 9 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
海老名市立図書館条例施行規則	海老名市立図書館条例施行規則
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
（中央図書館の事務事業）	（中央図書館の事務事業）
第3条 中央図書館は、次の各号に掲げる事務事業を行う。	第3条 中央図書館は、次の各号に掲げる事務事業を行う。
（1） 図書館統計に関すること。	（1） 図書館統計に関すること。
（2） 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。	（2） 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
（3） 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。	（3） 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。
（4） 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。	（4） 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。
（5） 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。	（5） 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
（6） 読書案内、調査研究等の相談に関すること。	（6） 読書案内、調査研究等の相談に関すること。
（7） 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。	（7） 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。
（8） 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。	（8） 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。
（9） 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。	（9） 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。
（10） 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。	（10） 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。
（11） 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事務事業（有馬図書館の事業）	（11） 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事務事業（有馬図書館の事業）
第4条 有馬図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。	第4条 有馬図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。
<u>（1） 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。</u>	<u>（1） 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。</u>
<u>（2） 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。</u>	<u>（新設）</u>
<u>（3） 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。</u>	<u>（2） 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。</u>
<u>（4） 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。</u>	<u>（3） 読書案内、調査研究等の相談に関すること。</u>
<u>（5） 読書案内、調査研究等の相談に関すること。</u>	<u>（4） 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。</u>
<u>（6） 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。</u>	<u>（5） 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。</u>
<u>（7） 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。</u>	<u>（6） 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。</u>
<u>（8） 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。</u>	<u>（7） 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業</u>
	<u>（8） 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。</u>

<u>(9) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。</u> <u>(10) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業</u> 第5条～第6条 略 (開館時間) 第7条 条例第15条第1項の規則で定める図書館の開館時間は、次のとおりとする。 (1) 中央図書館 午前9時から午後9時まで (2) 有馬図書館 午前9時から<u>午後9時</u>まで (以下略)	<u>(9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。</u> 第5条～第6条 略 (開館時間) 第7条 条例第15条第1項の規則で定める図書館の開館時間は、次のとおりとする。 (1) 中央図書館 午前9時から午後9時まで (2) 有馬図書館 午前9時から<u>午後7時</u>まで (以下略)
--	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第13号

教育財産（海老名市立郷土資料館用地）の取得の申し出について

別紙のとおり、教育財産（海老名市立郷土資料館用地）の取得の申し出について、議決を求める。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

20,000,000円以上の教育財産として、海老名市立郷土資料館用地を取得するため、市長に対し申し出を行いたいため

議案第14号

令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

別紙のとおり、令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、議決を求める。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

辞職に伴う後任等として、新たに非常勤特別職を委嘱したいため

議案第 15 号

県費負担教職員の人事異動について

別紙のとおり、県費負担教職員の人事異動について、議決を求める。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

県費負担教職員の定年退職及び人事異動に伴う後任者を決定し、人事の刷新を図りたいため

議案第16号

市費負担加配教員の配置について

別紙のとおり、市費負担加配教員の配置について、議決を求める。

令和3年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

市費負担加配教員の配置校を決定したいため

